

等の保險組織に就き、佛國にては從來存在せる官業保險局を利用して之を包含せしめたるも、英國には此機關を缺けるなり。保險の目的に就き佛國は老衰、廢疾の二種の場合を綜合し、先きに制定せられたる老廢救助法とは何等の關係なく、新たに保險制度を設けたるも、英國にては保險制度は唯廢疾の場合に限り、老衰の場合に於ては養老年金法の範圍に屬せしめ、二種の法律相俟つて始めて老衰、廢疾に對する救済の目的を達することとせり。又保險料を定むるに就き佛國は均一制に依り、英國は等級制に依りたること、及び政府の補助金に就き、佛國は夫の獨逸、白耳義に行はれたる年金に對する補助となし、英國にては夫の以太利に行はるゝ所の保險料に對する補助となしたることは、二國の法律に於る區別の顯著なるものとす。

之を要するに二國の法律、與に其形式を同ふしたり。而して其内容に於て是の如き差異を生ずるは立法の系統及び國情の異同に依るものにし

て、其優劣の判斷は輕々之をなす能はざるなり。

賃銀公定法は一九一五年の制定に係り、特定の業務に就き最低賃銀を公定するの目的に出でたり。適用の範圍は女工に限り、業務の種類は裁縫業を主とし、其他帽子、靴、刺繡、レース、造花等の業務とせり。公定の機關は勞働會議所とし、之なき處には特に賃銀公定局を設け、資本案勞働者雙方より選出せる同數の代表者を以て之を組織するものとせり。公定の機關に就て法律の規定は是の如くなるも、事實に於て勞働會議所は本法を適用せらるゝ業務に於ては殆んど之なきを以て、賃銀公定局の設置に依るの外なきなり。公定賃銀は三年毎に之を改むるものとす。

又本法の適用範圍に在る所の女工と與に勞働する所の男工は、其賃銀額が此最低賃銀以下なるときは、其不足額は、僱主之を補充するの義務あるものとせり。

此法律の内容は大體に於て英國に於る賃銀公定法と同一なるを以て、茲

に詳細なる説明を省きたり。又其利害や效果に就ても英國法律に就て述べたるものに依り之を推定することを得べし。余は最後に一九一一年發布せられたる勞働法典に就て説明を試むべし。勞働法典なるものは各種の社會立法を包括し、之を系統的に編纂せるものにして、法典編纂の事業として外國に於て未だ其先例を見ず。實に佛國社會政策の歴史に於て大書特筆すべきものたり。茲に其目次の重要なものを掲げん。

第一編 勞働に關する約束

第一章 修業の契約

第二章 勞働の契約

第三章 賃銀

第四章 勞働紹介

第五章 罰則

第二編 勞働に關する制規

第一章 幼者、婦女の勞働

第二章 成年男工の勞働

第三章 外國勞働者

第四章 勞働者の衛生及び危害豫防

第五章 執業の監督

第六章 罰則

第三編 職業的組合

第一章 職工組合

第二章 勞働者の生産組合

第三章 罰則

第四編 職業的訴訟及び代表

第一章 工業裁判

第二章 工業調停

第五編 勞働保險

第一章 業務災厄

第二章 老衰及び癈疾

第三章 疾病及び死亡

第四章 一般の規定

第五章 罰則

第六編 防貧制度

第一章 共濟組合

第二章 特種の救濟組合

第三章 貯金制

第四章 低廉なる住家

第五章 消費組合

第六章 農業的信用組合
第七章 罰則

第七編 窮民救助

第一章 幼兒の保護及び救助

第二章 疾病、老衰、不具、癈疾の救助

第三章 私設救助の監督

第四章 瘋癲の救助

第五章 質業局

第六章 裁判に關する補助

第七章 窮民の身分、私生兒の認知等に關する規定

第八章 罰則

第九章 經過規定

第五章 獨逸社會黨に於る硬軟兩派の衝突

獨逸社會黨が近時偉大なる發展をなせることは名國の政黨史上稀に見る所の事實たり。帝國議會に於る議員數に就て又選舉の際に得たる投票數に就て之を徴するに、優に各政黨の首位を占め、而して資本家の階級に其基礎を有し多年の歴史を有せる他の政黨をして後に瞠若たらしめたることは、曾に獨逸に於るのみならず、歐洲各國に於て政界の奇蹟たりと云はざるを得ず。

今選舉に關する統計を按ずるに、一九〇三年の總選舉に於て議員數八三にして投票數三百一萬なり。一九〇七年には議員數四三に減少したるも、投票數は三百二十五萬なり。一九一二年には議員數一一〇投票數百二十萬に増加したり。即ち議員數は總數の四分の一を占め、投票數は三分の一を占めたり。次期の總選舉に於て社會黨は果して現狀を維持す

ることを得るや否やは將來の問題に屬し、茲に之を豫斷することを得ざるも、現時の社會黨は實に冲天の勢に在りと云はざるを得ず。

社會黨の盛運是の如くなるを得るは果して奈何なる原因に依るか。或は社會黨軟化の傾向を以て之を説明する者あるも、又一面より觀察すれば勢力の増進は黨勢維持の必要上軟化を促すことなしとせず。軟化は原因にして發展は結果なるや、發展は原因にして軟化は結果なるや、輕々に之を斷定し得べきに非ず。去れど軟化の傾向は争ふべからざるの事實たり。余は茲に軟化の真相及び來歴に就て説明を試みんと欲す。

獨逸社會黨は其創立の當初に在つては、マークス派とラッサル派の二派存在し、形式に於ては統一せる政黨の如くに見ゆるも、實質に於て行動の一致せざるものありき。然るにマークス派は次第に勢力を占め、一八九一年エアフルト總會に於て發表せる宣言書には明かにマークスの社會主義を標榜するに至れり。此以後、數年の間、社會黨は一定の理想に依つて

活動したりき。然るに若干もなくして、フルマーはマルクスの學說に對し先づ農業の方面に於て異論を唱へしより、次でベルンスタインはマルクスの學說の全般に互つて深刻なる批評を加へ、ダヴィッド、シーランク、ナッシュ等幾多の賛同あり、次第に有力なる潮流となれり。於是乎社會黨内に於て硬軟二派の區別を生ずるに至れり。或は硬派を稱して正統派と云ひ軟派を目して修正派と唱ふる者あるも、余は寧ろ硬派軟派の名稱を以て適切にして明瞭なるものと思惟するが故に特に此語を用ひんと欲す。

學說に於る二派の區別　硬派社會黨は主としてマルクスの學說を祖述せる者たり。只其一小部分を占むる所の者にして往々過激なる主張をなし、所謂非軍備非國家の說を唱道し、一般同盟罷工を慫慂し稍々無政府主義に近き行動をなす者あり。夫のローザ、ルグセムブルグやツープクネヒトの如き此派に屬せり。此派に屬せる少數の人々を除きては硬

派の多數はカウツキーを始めとし、全然マルクスの學說を以て其運動の目標となし思想の方針となせり。軟派社會黨の主張する所は多岐に分れ未だ統一せる所なしと雖も、要するに大體に於てマルクスの學說を承繼せるも、之が細目に就き幾多の修正を要するものとせり。

軟派社會黨の思想はベルンスタインに依つて代表せられたり。氏の著書世に公にせられたるもの少しとせず。「社會主義の前提及社會黨の主義（一八九九年）奈何に科學的社會主義は可能なる乎（一九〇一年）社會主義の學說及沿革（一九〇四年）社會黨に於る修正派（一九〇九年）は其の最も顯はるゝものなり。是等の著書に依りて軟派の主張を按ずるに、社會は進化の法則に依つて支配せらるゝものなるが故に、學說も亦之に應じて變化せざるべからざることを前提とし、マルクスの學說も亦社會の狀態や經濟の進歩等幾多の事實と經驗に基きて適當の修正を要するものとせり。

ベルンスタインはマルクスの提唱せる産業集中の法則に對し、之を全般に亘る所の眞理と認めずして一部の眞理を含めるものと斷定せり。即ち産業の種類に依つては此法則の應用せられざるものあり。工業に於ては概して此法則に支配せらるゝもの多きも、而も特種の工業に於ては此法則行はれず、小工業の地位鞏固なるものあり。殊に農業に於ては大體に於て此法則と反對の傾向ありとなし、最近の統計に依つて是等の事實を證明せり。

又労働者の地位に就て、マルクスは現社會に於て歳を追うて増加する所の富の分配に就き、其大部分は資本家に歸し、労働者は其生活の最低限度に相當する賃銀を得るに止まり、其地位を改良し其境遇を昂上するの機會は全く之なし。即ち富者は益々富み貧者は益々貧なりと主張せるに反し、ベルンスタインは富者は益々富むの事實は敢て之を否定せざとも貧者は益々貧なるの斷定に對しては之に反對せり。經濟の發展するに

従つて資本家其利益の大部分を壟斷せるは争ふべからざる事實なるも労働者の地位境遇に於て何等の進歩なしと云ふことを得ず。只此二階級の進歩は互に比例を保つこと能はず、資本家の進歩は其速力に於て遙かに労働者の上に在りと云ふを以て正當なる見解となせり。ベルンスタインはマルクスの此斷定を以て窮乏説(Verelendungstheorie)と名け自己の主張を以て改良説(Meritstheorie)と名け二者を對照せり。

是等の主張に基きてマルクスの新社會の建設は現社會の經濟進歩の必然の結果なりとの斷定に對し、ベルンスタインは之を否定し現社會と新社會との間に必ずしも此因果の關係存在することなし、社會主義が新社會の建設を理想とせるは一種の冀望に過ぎず必然の結果に基けるものに非ずと説き、暗に舊派の社會主義は空想的なり新派即ちマルクスの社會主義は科學的なりとの一般の定説を否認したり。去れどベルンスタインは社會主義の理想とせる新社會の建設に就て何等の反對を試みる

者に非ず。只マークスの學說に於る現社會と新社會の關係に就き全然之に同意を表せざるに過ぎず。

新社會の設計に就てマークスは敢て詳細なる説明を與へず、又其說を祖述せる社會主義の人々も成るべく之に論及するを避くるの傾向あるも土地資本の國有なる大體の方針に就て何人も異議を挟む者なし。然るにベルンスタインは此大方針に就き尙ほ修正を試みんとせり。即ち土地の國有に就ては之に左胆せるも、資本に關しては之を特定の範圍に制限することを主張し、獨占の傾向ある事業に限つて國有の必要を唱道せり。而して此場合に於ても尙ほ産業に關する國際競争に關し自國の利益を阻害せざることを以て必要の條件となせり。

ベルンスタインの社會主義に對する觀念は右述ふる所に依つて其大要を推知することを得べし。其主張は殆んど社會主義の範圍を逸し社會改良主義に接近せるものと云はざるを得ず。殊に其論據は從來社會改

良主義の學者がマークスの學說に對して加へたる批評を湊合せるものにして、獨創の意見として見るべきもの甚だ少し。而もベルンスタインが尙ほ社會主義を標榜し社會黨員たるを以て自ら甘んずるは人をして奇異の感をなさしむるなり。

ベルンスタインの外、軟派の主張は區々に歸せざるなり。フタルマーの如きは土地に對して小農維持の目的を以て一定の限度に於て私有財産を認むることを望み、ミュラーの如きは一九一二年ケムニツ總會に於る軟派の一人ヘルデブランドの除名問題に關する討議に於て新社會に於て、所有權は國家自治體、及び私人が併行して之を享有すべきものなりと揚言せり。

軟派の學說上の根據は主としてベルンスタインに依つて提唱せられたるも、軟論を鼓吹する者の中には學理上の信念よりは寧ろ事實上の必要に促かされたる者少なしとせず。即ち黨勢擴張の爲めマークスの學說

を嚴格に株守することを肯せざる者是なり。此派は政治家の方面に多數を占めたり。フアルマーの如きは其一に數ふるを得べし、ペーベルや故リーブクネヒトの如きも亦此意味に於て其態度は明確ならず寧ろ軟派と目すべき行動をなせる場合なしとせず。近時社會黨の行動が次第に穩健となるの傾向あるは、此派の主張が多數の意思を左右するに至りしものと云ふは強ち牽強附會の説に非ざるべし。之を要するに軟派の中には學說上の基礎を有せる者と黨略の必要に促されたる者との二種の潮流ありと斷定することを得べし。

余は是より事實の問題に就き二派の主張の異なる所を明かにし、其勢力の消長を述ぶべし。

社會黨と社會政策　　マークスの學說を嚴格に解釋せんか、社會黨は階級闘争を以て目的とせるものなるが故に各種社會政策に對しては何等の熱情を有するものに非ず。産業集中の法則の結果として現社會の運

命は已に定まり、労働者は次第に悲惨の境遇に陥るべき自然の徑路に在る者なり。之に對し救済を與ふるは一時の瀾繕策たるに過ぎず。瀕死の病者に施すに皮下注射を以てし或は酸素吸入をなさしむるは偶々以て苦痛の延長をなさしむるに止まれり。寧ろ進んで斷然其生命を絶ち未來の生活に入らしむるに如かず。此理由に依り社會主義は社會政策に對し極めて冷淡なる態度に立ち之を雲烟過眼に付するの傾向あり。獨逸の社會黨に在つても從來此方針に依り行動をなし、各種の社會政策に就き職工組合等の如き階級闘争を激成するの力あるものに對しては之に熱心なる同情を表せるも、然らざるものは之を輕視して顧みず。夫のビスマルクの創意に成る労働保險制に對する態度の如きは明かに此方針を示せるものと云ふべし。

然るに近時社會黨の社會政策に對する方針は次第に變化し來り、年々の總會に於て社會政策に關する決議は從來の如くに漫然たる形式に流れ

す時勢の必要に應じて適切なる政策を標榜するに至れり。議會に於ても亦社會黨の議員は種々の手段に依りて之が實行に務めたり。一九一〇年労働保険法の改正に關し、又一九一三年軍備擴張の財源に就き、社會黨の主張を見るときは、奈何に社會黨の行動が抽象的理論より事實的政策に移りたるかを知るに足るべし。

社會黨の社會政策に對する態度の變化是の如くなるは種々の事情に基けり。一面より之を云へば黨勢擴張の必要は社會黨をして從來の方針を株守するを得ざらしめたり。近時社會政策は獨逸の國是となり、各派の政黨相競うて之が計畫に熱中せり。保守黨各派は概して稍々之に冷淡なるも、國民自由黨の如き殊に中央黨及進歩庶民黨に至つては社會政策を以て重要な政綱となし、只管ら労働者の歡心を結ぶに汲々たるの時に當り、労働者を以て其地盤となせる社會黨にして、徒らに未來の空想を夢みて現實の問題を關却せんか、労働者の多數は是を去つて彼に趨き

社會黨の前途寒心すべきに至るや知るべからず。於是乎黨内經綸の志ある者は夙に此形勢を看破し、新社會の實現は之を他日の問題となし、只管ら活動の主力を社會政策に集中し、由つて以て労働者の糾合を圖るに至りしなり。

然りと雖も又一面より觀察すれば、社會黨の社會政策に對する態度の變化は之を以て軟派發展の結果と云はざるを得ず。今若し黨内に於て硬派の勢力強大にして、マルクスの學說に對して一指を染むる能はざらんには、黨勢擴張の必要奈何に急迫なるものあるも、之が爲に社會主義の根本觀念を犠牲に供するが如き行動は大政黨たる社會黨に於てあり得べからざることたり。然るに年々總會に於る決議及議會に於る議員の行動に就て之を徵するに、未來の理想と現實の問題と其地位を顛倒し、政綱の中心は次第に是を離れて彼に移らんとするの趨勢は歴然として掩ふべからざるものあり。是れ畢竟するに軟派の勢力増進の結果に外なら

す。

社會黨と社會階級の關係　社會黨は労働者の黨派たるべきことはマルクスの學說より生ずべき當然の結論なり。マルクスの社會黨宣言書の終に大書せられたる「一致せよ各國の労働者よ」なる一句は、今に至るまで各國社會黨の黨旗に銘せられ、獨逸社會黨も亦此遺訓に則りて組織せられたりき。然るに近年に至つて社會黨は労働者以外の社會階級を網羅することを務むるの傾向あり。即ち小商工業者の之に加はる者次第に増加し、尙ほ進んでは小地主をも吸収するの計畫は頻りに有力者の間に行はれたり。願ふに獨逸に於る社會黨は其創立の當初は社會主義労働黨なる名稱を以て組織せられたり。一八七五年宣言書に於て社會黨は凡て労働者を以て之を組織すべく労働者以外の社會階級に對しては目するに反動的階級(Reaktionäre Masse)なる名稱を以てし之を排斥せり。然るに一八九〇年ハーレ總會に於て社會黨は其名稱を改めて始めて社

會民主黨となし、社會黨は只労働者のみを以て組織すべきものに非ず他の階級をも網羅すべきものとなし、而して反動的階級なる名稱を撤去せり。

一八九一年エアフルト總會に於て故リーグクネヒトは更に此趣旨を説明して曰く、理論と事實とは必ずしも同一に歸着するものに非ず。余は理論としてはマルクスの學說に對し絶對の敬意を表するも、事實に於ては余の所信を斷行せざるべからず。余はマルクスよりも尙ほより多く我黨を愛する者なりと。ペーベルも亦此說に左胆し賛成の演説をなせり。

一九〇三年總選舉に際し社會黨は一の宣言書を發表せり。其要旨を按ずるに、社會民主黨は政權を掌握せる少數の人民が多數の人民を壓迫し隷屬の地位に立たしめ生産の結果を掠奪する所の階級制度に基ける現在の國家を覆し、更に新たなる社會を建設することを主張するものなり、

殊に各種の社會階級中最も悲惨なる境遇に在る所の勞働者に對して主力を集中して之が解放に努力するものなりと云ふに在り。爾來社會黨は此方針を踏襲して渝ることなく、黨の主力を勞働者に置き、漸次小商工業者及小地主等の所謂中産者の同志を得ることに汲々たり。夫のフェルマー一派の多年の主張に係る所の一定の限度に於て土地の所有權を許すべしとの議は頻りに總會に提出せられたるが、常に黨議として賛否を明言することを避け特に調査委員會を設け之が審査をなさしめたり。願ふにフェルマーの提議たる硬派より之を見れば一顧の價值なきものなるも、幹部は之を排斥すること能はず、尙ほ之を曖昧糊糝の中に葬り去らんとするを見れば、亦以て社會黨の黨勢擴張に關する方針の變化を明かにするに足らん。

社會黨の黨勢變化の結果は著しく選舉の上に現れたり茲に其事實の大要を述べん、一九〇三年總選舉に於て社會黨候補者の得たる投票總數約

三百萬なり。其内五十六萬は勞働者以外の階級に屬せり。殊に大都市に於る社會黨の投票數の三分の一乃至二分の一が此種類に屬せるは、即ち大都市の小商工業者が社會黨に傾ける事實を示すものと云ふべし。且又人口二千以下の自治體に於る社會黨の投票數著しく増加したるは社會黨の勢力が漸次農民の間に波及せることを證明するものたり。或は工業の發展に伴つて是等の地方に於て工場設立せらるゝもの多く従つて工業勞働者の増加する事實に依つて之を説明せんとする者あるも、是等の自治體に於る社會黨の投票數は其地域内の商工業者の人口以上なるもの少しとせず。果して然らば社會黨が農民の間に次第に同情を得るの趨勢は強ち否定すべきに非ず。

此以後の選舉に於ては此趨勢を徵證するに足るべき精確なる統計を有せざるも最近の選舉に於る社會黨の偉大なる成功は恐らくは同一の原因に依るものなるべし。

社會黨に包容せる社會階級の變化是の如し。此事實たる先に述べたる社會政策に對する社會黨の態度の變化と同一の理由を以て之を説明することを得べし。

余は茲に社會黨と他の政黨との關係に就て叙述せん。

社會黨と進歩庶民黨　　マークスの社會主義に依れば、社會黨は勞働者を以て組織し社會の改造を以て目的となせるものなり。他政黨は勞働者に對する同情の程度に拘らず社會政策に關する主張の奈何を問はず何れも現社會の經濟組織を是認し之を維持存続せんとするものなり。二者全く其理想を異にせるものなるが故に、互に提携して轡を並べて政界に馳騁するを得ざるは固より言を俟たず。去れば從來社會黨は各聯邦の議會に於て時に或は提携の先例なきに非ざるも、帝國議會に於ては獨立の地歩を占め他の政黨に對して何等の關係を有せざるなり。而して他の政黨は何れも聯合して議院の内外に於て社會黨に對抗するを常

とせり。抑も是等の政黨は社會黨に對して概して反對の地位に立ちしも、其關係に厚薄の區別あり。保守黨や國民自由黨や中央黨は社會黨に對し仇讎の看をなせるも、進歩庶民黨に至つては時々同一の步調を執て政界に立てる事例少しとせず。一九一三年總選舉に際し、社會黨が進歩庶民黨と提携して十六の選舉區に於て候補者の妥協を試みたるは、實に獨逸政黨史上に於て破天荒の事實として天下の耳目を聳動したりき。社會黨内に於て之に關し物議紛々として起り、硬軟兩派の衝突の導火線となれり。同年ケムニツの社會黨總會に於て此問題は議題となり、シャイデマンは幹部を代表して詳細に當時の實情を述べ、當時四面楚歌の聲を以て滿されたる我黨が殊に反對黨の中堅たる保守黨及び中央黨に對抗する爲に他黨と提携するは已むを得ざることたり、而して比較的關係の接近せる進歩庶民黨と妥協をなしたるは機宜の處置なりと説き、總會の承認を求めたり。此報告に對して反對意見盛んに起り提携をなした

る選舉區の代表者は地方の狀況に照らして此提携の必要なかりしことを論ずる者あり。或は主義の上に於て社會黨と進歩庶民黨と提携すべきものに非ずと説く者あしも、採決の結果、黨員の多數は此行動を是認し只硬派の人々約七十餘名之に反對せり。

一九一三年、軍備擴張案が議會の問題となるや、社會黨は再び進歩庶民黨と提携して同一の歩調を執り財源が労働者の負擔に歸せざるの條件を以て軍備の擴張に賛成したり。此二黨の提携は終に院議を支配することを得、軍備擴張の財源は消費税に依ることなく一般財産税と相続税とに依るべしとの附帯決議をなすに至れり。社會黨の此態度に就ては黨内の硬派は一齊に反對の聲を擧げたり。即ち軍備擴張は奈何なる財源に依るも社會黨の理想に背戻せるのみならず、社會黨が再び他の政黨と提携したるは不當の處置なりと云ふに在り。同年エナ總會に於て此問題は議題に供せられ、ジョーデクームの報告に次で雙方の論戰連日に亘れ

り。演説の通告五十四人の多きに上れるを見て以て其狀況を推すに足るべし。ウエルムは之を辯護して曰く、軍備擴張案は我黨以外の各政黨に於て異議なきことたり、我黨擧つて之に反對するも之を否決するの力なし而して財源に就て中央黨や保守黨は消費税を増徴するの意思を有したりしも、我黨と進歩庶民黨との提携に依り、之に代ふるに一般財産税及相続税を以てし、由つて以て労働者の負擔を避くることを得たり。若し此提携なかりせば我黨は軍備擴張案の前に不名譽なる降伏をなすに止まらず、恐るべき負擔は労働者の頭上に落來りしならん。此事實を實現せしめざりしは乃ち、二黨提携の効果なりと。斯くて此議題の採決に付せらるゝや、出席者の約三分の二は之に承認を與へたり。

右述ぶる所の最近の事實に徴するときは、社會黨と進歩庶民黨の關係は次第に接近し、而して此聯合は假令絶對多數を占むる能はざるも、議會に於る勢力の中心たるの日は遠きに非ざることを豫想するに難からず。

若し獨逸に於て政黨内閣の行はるゝに至らば此二黨の聯合内閣を見ることを得んも亦知るべからず。或は此二黨の關係を以て數年前の佛國に於る急進黨と社會黨の關係と同一視し、何れの時かミラン問題の發生を豫想する者あり。夫れ或は然らん、去れど余は佛國に於る急進黨と社會黨の關係は獨逸に於る進歩庶民黨と社會黨の關係と稍々其の性質を異にせることを信する者なり。佛國の急進黨は純然たる急進黨の外に社會急進黨ありて常に社會黨に對する聯絡の機關たり又社會黨の主義理想に就き近時マークスの學說に依りて稍々統一に傾きたるも、尙ほ各派の社會主義行はれ全然歸一せるものに非ず、從つて急進黨の主張に對し畫然たる畛域を存せざるを以て、二者の提携容易に行はるゝの望あり。然るに獨逸に於ては進歩庶民黨は其發達の歴史上自由主義を奉せる所の進歩黨尙ほ之が中堅たり。社會政策に對する方針未だ定まらず從つて社會政策に關する事實の問題に就き社會黨と納聖相容れざるも

のなしとせず。加ふるに社會黨の主義はマークスの社會主義之が標準となり、硬派は云ふを俟たず、軟派と雖も大體に於て之を祖述し、只特定の範圍に於て修正を施すことを主張せるに過ぎず。此點より云ふも進歩庶民黨との提携は永久に互つて之をなし得るや否や自ら疑問たらざるを得ず。是く論じ來るときは此二黨の關係は佛國に於る社會黨と急進黨の關係と多少其趣を異にせるものと云はざるを得ず。

之を要するに社會黨と進歩庶民黨の提携は獨逸社會黨史に於て最も注意すべき最近の事例たるを失はず。之を以て社會黨軟化の徴候と認むるは強ち不當のことに非るべし。

余は更らに社會黨と職工組合の關係に就て叙述せん。

社會黨と職工組合　職工組合に社會主義に依るものと社會改良主義に依るものと二派の區別あることは各國に於て常に見る所の事實なり。獨逸に於ても亦此區別は已に久しき以前より存在せり、而して社會主義

の組合、即ち所謂自由派職工組合は社會黨に依つて指導せられ殆んど社會黨の別働隊たるの看あり、従つて其の經營せる事業に就ても勞働保険や勞働紹介等を輕視し、其主力を勞働條件の改良に集中し頻りに同盟罷工を煽動し階級闘争の觀念を養成することを務めたり。然るに近時是等の組合が偉大なる發達をなし其組織は整頓し其基礎は鞏固となるに従つて、成るべく職工組合本來の目的に依つて活動し、妄りに同盟罷工を起すことを避け堅實なる方針に依り穩和なる行動をなすの傾向を生じたり。是くて職工組合と社會黨との關係は次第に疎隔し、職工組合は經濟の機關たり、社會黨は政治の機關たり、二者特別の方向に進むことゝなれり。

然るに社會黨中、硬派は今尙ほ職工組合の獨立を認めず、之を以て社會黨に對し附庸の地位に立たしむることを務めたり。而して軟派は概して之が獨立の行動を承認せり。職工組合に對する社會黨の態度を明かに

するに就ては最近に於て適切なる二種の事實あり。一は所謂五月祭の問題にして、一は一般同盟罷工の問題なり。五月祭の問題は多年社會黨に於る懸案たり、社會黨總會に於て殆んど年々議題となり未だ決定せられざるなり。硬派は五月祭の時機に於て全國の勞働者が同時に同盟罷工をなすべきことを主張したるも、職工組合は之が爲に起るべき費用の鉅多なることを慮り之が決行を敢てせざりき。而して軟派は之に聲援を與へ職工組合に向つて之を強ふべきものに非すと唱へたり。

一般同盟罷工の問題は一九一三年エナ總會に於て、フランクの動議に依り、普魯士に於て選舉法の改正を行ひ普通選舉の採用を強制する手段として一般同盟罷工を起すべしと云ふに在り。之に關して硬軟兩派の激烈なる論戰ありたるが、シャイデマンは幹部を代表して反對意見を述べたり。其要旨を按ずるに、一般同盟罷工は社會黨の執るべき最後の手段たり、今之が可否を決定するの時機に非ず。我黨は議院の活動に於て主力

を集中せざるべからず。一般同盟罷工の計畫の爲に此活動を阻害するの危険は須らく之を避くべし。況んや一般同盟罷工の効果は疑問たるに於てをや。去れば我黨は之に反對せざるを得ず。

職工組合の代表者たるパフルも亦之に反對せり曰く、一般同盟罷工は職工組合の當然の問題に非ず。職工組合は是の如き問題よりも寧ろ失業保險の如き主要なる懸案を有せり。今若し職工組合が社會黨の決議に依り此計畫を實行せんか、政府の鎮壓は次第に其度を加へ、終に職工組合の前途に危険なる結果を生ずるや必せりと。此議題は採決に於て五分の三の多數を以て否決せられたり。

右述ぶる所の事實に依れば、社會黨と職工組合の關係に就き社會黨が次第に職工組合の獨立を承認し敢て之を拘束するを欲せざるの方針に傾きたるは、乃ち社會黨に於る軟派の勢力増進せる證左たると同時に、職工組合を組織せる労働者の多數が已に社會黨の硬派の主張に對し厭忌の

念を起こしたることを推測するに難からず。

以上述ぶる所に依り、余は獨逸社會黨に於る硬軟兩派の衝突に就き、之が學理の根據を明かにし、又事實の來歴を詳にしたり。而して此衝突に於て軟派の勢力は次第に増加し硬派は動もすれば屏息爲すなきの看あるは、實に獨逸社會黨史に於て最も注意すべき事實なりとす。

茲に本論を了ふるに當り硬軟兩派勢力の消長をトすべき最近の事例を擧げん。そは他なし、一九一三年エナ總會に於る役員の改選是なり。此改選に於て役員全部は軟派の占むる所となれり、殊に議長に當選せるハーゼ及びエバートは投票總數四七三の中四三三の大多數を得たり。其他の役員七名悉く軟派に屬せり。此事實に徴するときは社會黨の内部に於て軟派の勢力實に強大なることを斷定するを得べし。

歐洲最近の社會問題畢

大正六年九月廿五日初版印刷
 大正六年十月十三日初版印刷
 大正八年十月十五日訂正增補再版發行

歐洲最近の社會問題畢附
 正價金貳圓貳拾錢
 上製本金四拾錢增

(譯漢禁)
 桑田熊藏
 著者
 桑田熊藏
 所
 桑田熊藏
 有
 桑田熊藏

著者 桑田熊藏
 發行者 江草重忠
 印刷者 松澤珩三
 東京市神田區一ツ橋通町五番地
 東京市神田區一ツ橋通町五番地
 東京市神田區下六番町十七番地

發行所 東京市神田區一ツ橋通町五番地
 發賣所 東京市神田區南神保町十三番地
 發賣所 東京市本區森川町一番地
 有妻閣雜誌店
 有終閣書房

(會勞社) 九六三 (電話) 七十町番六下町龜京東 所刷印)

著 士 博 田 桑

改訂 增補 歐洲 勞働問題ノ大勢

菊 刊 全 一 冊
上 製 金 壹 圓 貳 拾 錢
郵 送 料 金 拾 八 錢

勞働問題は社會政策上官民上下を通じて研究すべき緊切なる重要問題也。本書は斯界の大家桑田博士が歐洲先進國に於ける新問題の制度、沿革、組織狀態并に實例及學說等を縱横に闡明して世に紹介せる良書にして、發刊當時幾程もなく賣切となり、爾來著者は幾多の研究を重ね一大訂正を加へ今回増補改版愈々發賣せらる。今や我國勞働問題の研究は益々急ならんとす若くは大方の諸賢が解決の資料として是非本書の閱讀を請ふ。

改訂 增補 工業 經濟 論

菊 刊 全 一 冊
上 製 金 壹 圓
郵 送 料 金 拾 八 錢

◇改訂增補第五版◇
好詳讀々たる本書は第四版賣切たるを以て著者は公私多忙の身を以て學界に對する責任として各章に添りて訂正を爲し行文更に明確を加へたり殊に社會政策に關する部分に就ては最近の事實に基き幾多の増補をなし殆ど完璧となれり敢て江湖の一讀を望む。

366

741

終